

2025年度までの 環境目標	大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。
達成の目安となる 環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準<sup>(表-2-1-1,2)</sup>の達成率の向上及び継続的な達成</li> <li>・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする</li> </ul>

### 具体的取組の概要

- ▶ 「大気環境の監視」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。
- ▶ 「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。
- ▶ 「解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策」を推進します。

#### 2-1-1 大気環境の監視

- (1) 大気汚染防止法に基づく常時監視 (2) 大気環境中のダイオキシン類・アスベストの監視

光化学オキシダント、PM2.5等の環境基準  
【大気汚染防止法】

ダイオキシン類の環境基準  
【ダイオキシン類対策特別措置法】

アスベストの監視

#### 2-1-2 施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策

- (1) ばい煙の規制

ばい煙発生施設  
【大気汚染防止法】

- (4) ダイオキシン類の規制

特定施設  
【ダイオキシン類対策特別措置法】

- (6) 粉じんの規制

・一般粉じん発生施設  
【大気汚染防止法】  
・粉じんに関する規制基準  
【生活環境条例】

- (7) 悪臭の規制

・規制地域、特定悪臭物質  
【悪臭防止法】  
・悪臭に関する規制基準  
【生活環境条例】

- (2) 揮発性有機化合物（VOC）の規制

VOC排出施設  
【大気汚染防止法】

- (8) 屋外燃焼行為（野焼き）の規制

屋外燃焼行為  
【生活環境条例】

- (5) 排煙の規制

排煙の規制基準、特定小規模施設  
【生活環境条例】

- (3) 水銀の規制

水銀排出施設  
【大気汚染防止法】

#### 2-1-3 自動車の排出ガス対策

- (1) ディーゼル車の運行規制

特定自動車  
【神奈川県生活環境の保全等に関する条例】

- (2) 低公害車の普及促進  
(3) エコドライブの推進

#### 2-1-4 解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策

- (1) 解体等建設工事における事前調査

解体等工事、解体等建設工事  
【大気汚染防止法、生活環境条例】

- (2) 石綿排出作業における飛散防止対策

石綿排出作業  
(特定粉じん排出等作業を含む)  
【生活環境条例（大気汚染防止法）】

光化学オキシダント、PM2.5等の  
環境基準達成

ダイオキシン類の  
環境基準達成

良好な大気環境

水銀に関する  
水俣条約の  
的確・円滑な  
実施

表-2-1-1 大気汚染に係る環境基準及び評価方法

項目	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	「日平均値が 0.04 ppm 以下であること」かつ「1 時間値が 0.1 ppm 以下であること」	長期的評価 (※1)
一酸化炭素 (CO)	「日平均値が 10 ppm 以下であること」かつ「8 時間平均値が 20 ppm 以下であること」	長期的評価 (※1)
浮遊粒子状物質 (SPM)	「日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であること」かつ「1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること」	長期的評価 (※1)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	「日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること」(※2)	98%値評価 (※3)
光化学オキシダント(O <sub>x</sub> )	「1 時間値が 0.06 ppm 以下であること」	5 時～20 時の測定値による評価
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	「年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であること」かつ「日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること」	年平均値の評価及び 98%値評価(※3)の併用
ダイオキシン類	「年平均値が 0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> (※4) 以下であること」	

(※1) 年間の有効な日平均値の2%除外値を環境基準と比較して評価する。ただし、日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、未達成とする。

(※2) 横浜市では環境基準のゾーン下限値(0.04 ppm)を環境目標値とする。

(※3) 年間の有効な日平均値の98%値を環境基準と比較して評価する。

(※4) TEQ とは、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値のこと。

表-2-1-2 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値 (※1)

項目	環境基準	項目	指針値 (※2)
ベンゼン	0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下	アクリロニトリル	2 μg/m <sup>3</sup> 以下
トリクロロエチレン	0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下	塩化ビニルモノマー	10 μg/m <sup>3</sup> 以下
テトラクロロエチレン	0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下	クロロホルム	18 μg/m <sup>3</sup> 以下
ジクロロメタン	0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下	1,2-ジクロロエタン	1.6 μg/m <sup>3</sup> 以下
(※1) 全て年平均値。		水銀及びその化合物	40 ng/m <sup>3</sup> 以下
(※2) 「指針値」とは有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。		ニッケル化合物	25 ng/m <sup>3</sup> 以下
(※3) 平成 25 年度から指針値が設定されている。		1,3-ブタジエン	2.5 μg/m <sup>3</sup> 以下
		ヒ素及びその化合物	6 ng/m <sup>3</sup> 以下
		マンガン及びその化合物 (※3)	0.14 μg/m <sup>3</sup> 以下

具体的取組 2-1-1

大気環境の監視

大気環境の監視は、環境基準の適否等の現状把握や大気環境の保全に関する施策の効果を確認するため、一般環境大気測定局（一般局）20 局、自動車排出ガス測定局（自排局）8 局で継続的に行います。

(1) 大気汚染防止法に基づく常時監視

光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) などの常時測定を継続的に行うほか、有害大気汚染物質の測定を1か月に1回行います。特に、光化学オキシダントの常時測定の結果、光化学スモッグ注意報<sup>1</sup>が発令された場合には、住民や学校の児童生徒などに注意を呼びかけるとともに、大規模な工場や事業場に対して燃料使用量の削減等の対策を実施するように要請します。

■ 光化学オキシダント

オゾン等の光化学反応により生成される酸化性物質【昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号】

■ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

大気中に浮遊している 2.5 μm 以下の小さな粒子【平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 25 号】

■ 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの【大気汚染防止法第二条第十三項】

<sup>1</sup> 「光化学スモッグ注意報」

光化学オキシダント濃度の1時間値が 0.12 ppm 以上となり、気象条件からみてその状況が継続すると認められるときに発令される。

表-2-1-3 市内の大気汚染常時監視局（2017年度）

測定局名	測定項目（※1）									
	二酸化硫黄	一酸化炭素	（※2）		浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	有害大気汚染物質	光化学オキシダント	（※3）	
			一酸化窒素	一酸化炭素					メタン	非メタン炭化水素
鶴見区潮田交流プラザ	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
港北区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
中区加曾台	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-
磯子区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
保土ヶ谷区桜丘高校	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
西区平沼小学校	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
金沢区長浜	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○
鶴見区生麦小学校	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○
中区本牧	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○
戸塚区汲沢小学校	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-
港南区野庭中学校	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
旭区鶴ヶ峰小学校	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○
瀬谷区南瀬谷小学校	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
南区横浜商業高校	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
栄区上郷小学校	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
緑区三保小学校	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
青葉区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
都筑区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
泉区総合庁舎	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-
鶴見区下末吉小学校	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-
西区浅間下交差点	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○
港南中学校	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-
戸塚区矢沢交差点	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○
旭区都岡小学校	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○
青葉台	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-
資源循環都筑工場前	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-
磯子区滝頭	-	-	○	○	○	-	○	-	○	○

（※1）環境基準が設定されていない項目は□。

（※2）光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の濃度は、一酸化窒素と二酸化窒素との和による。

（※3）光化学反応性が高い炭化水素を監視するために測定。ただし、メタンは光化学反応性が無視できるため、非メタン炭化水素と分離している。

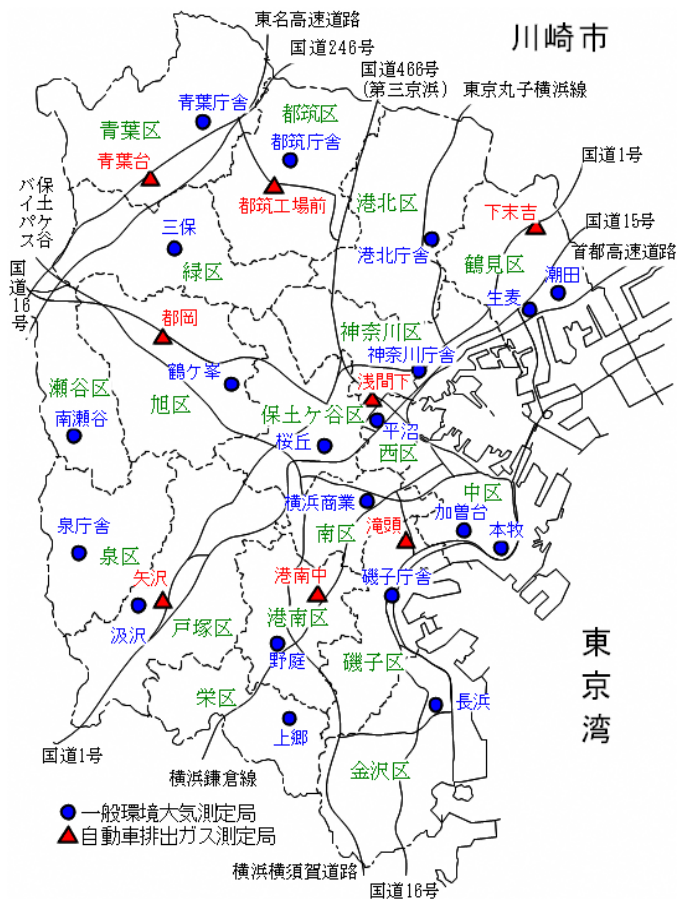


図-2-1-1 大気汚染常時監視局の配置図



自動車排出ガス測定局（西区浅間下交差点）

表-2-1-4 環境基準又は指針値の達成状況と光化学スモッグ注意報の発令回数（2013～2017年度）

項目	環境基準達成状況等（※1）						
	2013	2014	2015	2016	2017		
二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）	18 / 18	17 / 17	18 / 18	18 / 18	18 / 18		
浮遊粒子状物質（SPM）	24 / 28	28 / 28	28 / 28	28 / 28	28 / 28		
一酸化炭素（CO）	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3		
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）（※2）	26 / 28	25 / 28	19 / 28	25 / 28	22 / 28		
微小粒子状物質（PM2.5）	0 / 8	2 / 18	16 / 20	20 / 20	20 / 20		
光化学オキシダント（O <sub>x</sub> ）	0 / 19	0 / 19	0 / 19	0 / 19	0 / 19		
光化学スモッグ注意報	12	5	6	2	5		
有害大気汚染物質	環境基準	ベンゼン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		トリクロロエチレン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		テトラクロロエチレン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		ジクロロメタン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
	指針値	アクリロニトリル	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		塩化ビニルモノマー	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		クロロホルム	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		1,2-ジクロロエタン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		水銀及びその化合物	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		ニッケル化合物	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		1,3-ブタジエン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		ヒ素及びその化合物	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3
		マンガン及びその化合物	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3

（※1）光化学スモッグ注意報は発令回数、その他は分母が全測定局数、分子が環境基準達成局数（全局で達成していないものは■）

（※2）国が定める環境基準には5年間全地点で達成しているが、横浜市の環境目標値（環境基準の下限値 0.04 ppm）が達成されていない。

（※3）有害大気汚染物質は、毎月1回の測定による年平均値における評価。また、環境基準又は指針値が定められていない10項目（アセトアルデヒド、クロム及びその化合物、酸化エチレン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ(a)ピレン、ホルムアルデヒド、四塩化炭素、1,2-ジクロロプロパン、トルエン、塩化メチル）の測定も実施している。

## (2) 大気環境中のダイオキシン類・アスベストの監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視として、毎年市内6区（6地点）で年4回の測定を行い、市内18区の監視を3年サイクルで行います。また、同じ地点・頻度でアスベスト濃度の測定も行います。

アスベスト濃度は環境基準が設定されていないため、世界保健機関（WHO）の「環境保健クライテリア」<sup>1</sup>における1本/Lを目安値として評価します。

<sup>1</sup> 「環境保健クライテリア」

「世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）及び国連環境計画（UNEP）が共同で実施している国際化学物質安全性計画（IPCS）において、化学物質ごとに人の健康に及ぼす影響を総合的に評価して取りまとめたもの。この中で、世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いとされている。

表-2-1-5 ダイオキシン類・アスベストの測定状況等（2013～2017年度）

項目	環境基準達成状況等 <small>(※1) (※2)</small>				
	2013	2014	2015	2016	2017
ダイオキシン類	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6
アスベスト	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6

(※1) 年度別の測定地点は次のとおり。

- ・2013, 2016年度は、神奈川区総合庁舎、南区横浜商業高校、港南区野庭中学校、旭区鶴ヶ峯小学校、金沢区長浜、都筑区総合庁舎
- ・2014, 2017年度は、中区本牧、保土ヶ谷区桜丘高校、磯子区総合庁舎、港北区総合庁舎、緑区三保小学校、泉区総合庁舎
- ・2015年度は、鶴見区生麦小学校、西区平沼小学校、青葉区総合庁舎、戸塚区汲沢小学校、栄区上郷小学校、瀬谷区南瀬谷小学校

(※2) 基準達成状況等は、各地点における年4回の測定結果の平均値について、ダイオキシン類は環境基準、アスベストは1本/Lにより判定。分母が全測定地点数、分子が基準等達成地点数

具体的取組 2-1-2

施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策

大気汚染防止法及び生活環境条例では、大気環境を保全するために規制が必要な施設や事業所等を定め、施設からの排煙の排出量基準等を定めています。

法・条例に基づく規制指導として、このような施設等に対し、設置する前の届出等による事前審査や排ガス測定を伴う立入検査などを行い、排出量基準の遵守等に関する指導を行います。また、この指導において法令違反が改善されない場合には、法・条例に基づく命令や勧告等を行います。

表-2-1-6 大気汚染防止法等の対象施設数推移（2013～2017年度）

根拠法令	年度別の設置施設数 <small>(※1)</small>				
	2013	2014	2015	2016	2017
対象施設					
大気汚染防止法					
ばい煙発生施設	3,563	3,611	3,576	3,407	3,295
揮発性有機化合物排出施設	25	25	25	25	18
水銀排出施設 <small>(※2)</small>	—	—	—	—	—
一般粉じん発生施設	547	522	545	535	616
ダイオキシン類対策特別措置法					
特定施設	80	80	79	77	78
生活環境条例					
特定小規模施設					
小規模固定型内燃機関 <small>(※3)</small>	9,998	10,336	10,643	10,980	11,321
小規模焼却炉等	38	39	41	41	44

(※1) 各年度末の時点で設置されている各対象施設の数。

(※2) 改正法施行により2018年4月1日から規制対象。2018年4月に届出がされた施設は39施設（設置工事中も含む）。

(※3) 「重油換算燃焼能力50L/h未満で定格出力7.5kW以上のガスタービン」も含む。

## (1) ばい煙の規制

物の燃焼や合成・分解などに伴い発生する硫黄酸化物や窒素酸化物など、「ばい煙」の排出に対する規制指導を行います。施設に対する排出基準と事業所に対する総量規制基準があります。

### ■ ばい煙

物の燃焼、合成、分解その他の処理等に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの【大気汚染防止法第二条第一項】

例) 硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物 etc.  
(排出基準、総量規制基準あり)

### ■ ばい煙発生施設

工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもの【大気汚染防止法施行令別表第一】

例) ボイラー、廃棄物焼却炉、ガスエンジン etc.  
(規模要件あり)

### ■ 特定工場等

大気環境基準の確保が困難であると認められる指定地域の工場又は事業場であつて、都道府県知事が定める規模以上のもの。窒素酸化物・硫黄酸化物の総量規制基準が適用される。【大気汚染防止法第五条の二】

> 「硫黄酸化物の総量規制基準による規制の対象となる工場又は事業場の規模」(都道府県知事が定める規模)【神奈川県告示 昭和 51 年 3 月 23 日 第 218 号】

> 「大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制基準」(指定地域、総量規制基準)【神奈川県告示 昭和 51 年 3 月 26 日 第 223 号】

> 「大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制基準」(指定地域、総量規制基準)【神奈川県告示 昭和 57 年 3 月 31 日 第 309 号】



ばい煙の測定による立入検査

## (2) 揮発性有機化合物 (VOC) の規制

揮発性有機化合物 (VOC) は、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成の原因となるため、排出量が多い施設に対する規制指導を行います。

### ■ 揮発性有機化合物 (VOC)

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物【大気汚染防止法第二条第四項】

### ■ 揮発性有機化合物排出施設

工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なもの【大気汚染防止法施行令別表第一の二】

例) 塗装施設、VOCによる洗浄施設 etc. (規模要件あり)

## (3) 水銀の規制

地球的規模の水銀汚染の防止を目指す「水銀に関する水俣条約」を日本が批准したことに伴い、大気への排出量削減を目的として、大気汚染防止法が改正されました。この改正に基づき、2018年度から水銀の大気排出に対する規制指導を行います。

### ■ 水銀物排出施設

工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、水銀に関する水俣条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なもの【大気汚染防止法施行規則別表第三の三】

例) 石炭ボイラー、廃棄物焼却炉 etc. (規模要件あり)

## (4) ダイオキシン類の規制

塩素を含むものを燃やすときや化学物質の製造中に生成するダイオキシン類の発生や大気中への排出を抑制するため、排出のおそれがある施設に対する規制指導を行います。

### ■ 特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法）

工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出する施設（規模要件あり）【ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第一】

## (5) 排煙の規制

生活環境条例では、大気汚染防止法に基づくばい煙等への規制に加え、物の燃焼、合成、分解その他の処理等に伴い発生する炭化水素系物質や排煙指定物質等を「排煙」とし、その規制基準として、廃棄物焼却炉の設備基準や炭化水素系物質の貯蔵施設に係る基準などを定めています。また、法の対象外となる小規模なガスエンジンや廃棄物焼却炉を「特定小規模施設」として設置等を届け出る対象とし、窒素酸化物やダイオキシン類の排出基準等を定めています。

### ■ 排煙

物の燃焼、合成、分解その他の処理等に伴い発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質（カドミウム、塩化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質）、ダイオキシン類など【生活環境条例第2条第12号】

> 「排煙の規制基準」【生活環境条例施行規則別表第2～8】

### ■ 特定小規模施設

排煙を発生する以下の施設【生活環境条例第83条】

#### ◆ 小規模固定型内燃機関

重油換算燃焼能力 50 L/h 未満で定格出力 7.5 kW 以上のディーゼルエンジン、重油換算燃焼能力 35 L/h 未満で定格出力 7.5 kW 以上のガスエンジン・ガソリンエンジン。窒素酸化物の排出濃度基準等が定められている。【生活環境条例施行規則第68条第1号】

◆ 重油換算燃焼能力 50 L/h 未満で定格出力 7.5 kW 以上のガスタービン。窒素酸化物の排出濃度基準等が定められている。【生活環境条例施行規則第68条第2号】

#### ◆ 小規模焼却炉等

廃棄物焼却炉（「指定施設」<sup>(※)</sup>を除き、移動式も含む）、動物火葬炉（移動式も含む）、木炭・竹炭等の製造に係る乾留施設。ダイオキシン類の排出濃度基準等が定められている。【生活環境条例施行規則第68条第3号】

（※）「指定施設」の廃棄物焼却炉（火床面積又は火格子面積 0.5 m<sup>2</sup>以上、焼却能力 50 kg/h 以上、又は一次燃焼室容積 0.8 m<sup>3</sup>以上）【生活環境条例施行規則別表第1の51の項】

## (6) 粉じんの規制

物の破碎、選別等の機械的処理又はたい積に伴い、粉じんが発生・飛散するため、これを防止する規制指導を行います。大気汚染防止法で定める施設への規制に加え、生活環境条例で事業所に対する規制基準を定めています。

### ■ 粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質【大気汚染防止法第二条第七項】

> 「粉じんに関する規制基準」【生活環境条例施行規則別表第9】

### ■ 一般粉じん

石綿（アスベスト）以外の粉じん【大気汚染防止法第二条第七～九項】

### ■ 一般粉じん発生施設

工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるもの【大気汚染防止法施行令別表第二】

例） 鋳物・土石の堆積場、ベルトコンベア、破碎機、ふるい etc.（規模要件あり）

## (7) 悪臭の規制

事業活動で生じる悪臭に対する規制指導を行います。悪臭防止法に基づき、規制の対象とする地域や物質等が定められていますが、これに加え、生活環境条例で事業所に対する規制基準を定めています。

### ■ 規制地域（悪臭防止法）

「住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域」で、横浜市内の規制地域を市長が指定している。規制地域内の事業所に悪臭防止法の規制基準が適用される。【悪臭防止法第三条】

### ■ 特定悪臭物質

「アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」（22 物質）で、横浜市内の規制基準を市長が定めている。【悪臭防止法施行令第一条】

> 「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」【横浜市告示 昭和 48 年 5 月 31 日 第 129 号、平成 7 年 4 月 5 日 第 87 号】  
規制地域を市街化区域とし、敷地境界線、煙突等の排出口、排水水における特定悪臭物質の規制基準（濃度基準）を定めている。

### ■ 臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したものであり、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭の空気又は水で希釈したときの希釈倍率の常用対数値を 10 倍した値。【悪臭防止法施行規則第一条】

> 「悪臭に関する規制基準」【生活環境条例施行規則別表第 10】

> 「悪臭に関する評価方法」【生活環境条例施行規則別表第 10 備考】

事業者が生活環境条例の悪臭に関する規制基準を遵守しているか否かを判定するための評価方法を横浜市長が定めており、臭気指数により評価する。

## (8) 屋外燃焼行為（野焼き）の規制

生活環境条例では、焼却施設の設備や排ガス等の基準を定めており、この基準に適合しない焼却施設等による屋外での燃焼行為を「屋外燃焼行為」として、事業者に限らず何人に対しても原則として禁止しています。ただし、農業に伴う収穫残渣等の燃焼やたき火・バーベキュー等の屋外レジャーなどは、燃焼させる物を限定して認められています。

### ■ 屋外燃焼行為

生活環境条例では、「屋外での燃焼が禁止されるもの」と「例外的に認められる行為」を次のとおり定めている。【生活環境条例施行規則第 43 条】

#### 【屋外での燃焼が禁止されるもの】

- ・「合成樹脂」
- ・「ゴム」
- ・「木材」（伐採木・木の枝を含む）
- ・「油脂類」（鉱物油・有機溶剤を含む）
- ・「布」
- ・「紙」

#### 【例外的に認められる行為】

- ・農業、林業、漁業を営む者が自己の作業に伴い行う燃焼行為（ただし、「木材」と「紙」のみ可）
- ・日常生活や屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの（ただし、「木材」と「紙」のみ可）
- ・教育活動の一環として通常行われる燃焼行為であって軽微なもの（ただし、「木材」と「紙」のみ可）
- ・地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為（ただし、「木材」と「紙」のみ可）
- ・消火訓練に伴うもの、災害（震災、風水害、火災、凍霜害等）の予防、応急対策、復旧のために必要な燃焼行為



過去の指導事例（建築廃材の屋外燃焼行為）



自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質の削減に向け、神奈川県との連携を中心として、九都県市首脳会議<sup>1</sup>や神奈川県公害防止推進協議会<sup>2</sup>など、広域的な連携組織による取組も進めます。また、神奈川県が策定した「神奈川県自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画」<sup>3</sup>による対策も推進します。

### (1) ディーゼル車の運行規制

九都県市では、一都三県の条例において、粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の各都県域内での運行を禁止しており、横浜市域では、警察と連携した路上での検査やビデオ撮影による検査を実施します。

#### ■ 特定自動車

軽油を燃料とする自動車として道路運送車両法第 58 条の規定により有効な自動車検査証の交付を受けた普通自動車又は小型自動車のうち、所定の要件を満たすもの【神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 86 条の 2 第 1 号】

例) 貨物の運送の用に供する自動車、人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車

### (2) 低公害車の普及促進

九都県市では、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、九都県市が率先して公用車に導入していくとともに、低公害な自動車の導入を一般に広く推奨します。

また、横浜市では、運輸部門からのCO<sub>2</sub>削減を目的として、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車の普及や水素ステーション等のインフラ設備の設置促進を加速させるとともに、公用車への率先導入も進めます。これらの車両は、走行中に窒素酸化物等を排出しない、または少ないため、大気汚染の防止にも寄与します。



燃料電池自動車（FCV）

### (3) エコドライブの推進

エコドライブとは、急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行など環境に配慮した運転方法のことです。九都県市や神奈川県公害防止推進協議会、かながわエコドライブ推進協議会<sup>4</sup>などによる取組として、エコドライブの技術を身に付けるための講習会開催や情報発信などを行います。

#### 1 「九都県市首脳会議」

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市により構成され、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした会議。環境問題対策委員会の大气保全専門部会では、低公害車の指定制度や一都三県の条例によるディーゼル車の運行規制などを行っている。

#### 2 「神奈川県公害防止推進協議会」

神奈川県・横浜市・川崎市により構成され、公害行政の円滑な推進を図り、快適な生活環境を実現することを目的とする。PM2.5や自動車交通公害の対策に連携して取り組む。

#### 3 「神奈川県自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画」

自動車NO<sub>x</sub>・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）は、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目的とし、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を対策地域に指定し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量の削減を図るもの。同法に基づき、都道府県が総量削減計画を策定し、対策を進める。

#### 4 「かながわエコドライブ推進協議会」

神奈川県内の運送業・荷主関連・自動車関連等の団体・企業や県警察本部、行政機関を構成員とし、連携してエコドライブの推進を図ることを目的とする。

アスベスト（石綿）が使用された建材は劣化等がなく健全な状態であれば問題ありませんが、この建材の解体・改造補修を行う際にアスベストが飛散するおそれがあるため、大気汚染防止法及び生活環境条例において、規制が必要な作業を定めています。

これらの作業に対し、法・条例に基づく規制指導として、作業開始前の届出や作業中の立入検査等による飛散防止の指導を行います。また、届出がされた作業の敷地境界等における大気中のアスベスト濃度の測定や完了の報告等も義務付け、さらなる安全を図ります。これらの指導において法令違反が改善されない場合には、法・条例に基づく命令や勧告等を行います。

表-2-1-7 石綿排出作業等の届出件数（2013～2017年度）

根拠	届出種類	2013	2014	2015	2016	2017
法	特定粉じん排出等作業（開始）	217	193	209	211	264
	特定粉じん排出等作業（完了）	199	188	206	209	252
条例	石綿排出作業（開始）	27	13	22	25	14
	石綿排出作業（完了）	22	10	19	23	17

### (1) 解体等建設工事における事前調査

建築物等の解体・改造補修の作業を伴う建設工事では、施工者が石綿排出作業の有無を着工前に調査し、その結果を掲示しなければなりません。この調査の実施等に関する指導として、他法令による解体工事の届出等の情報をもとに立入検査を行います。

#### ■ 解体等工事・解体等建設工事

法では、建築物・工作物を解体し、改造し、又は補修する工事を「解体等工事」とし、条例では、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を「解体等建設工事」としている。【大気汚染防止法第十八条の十七、生活環境条例第92条の2】

### (2) 石綿排出作業における飛散防止対策

法・条例の届出の対象となる石綿排出作業では、プラスチックシートによる養生と集じん・排気装置などの設備による負圧隔離や、セメント建材の湿潤化・手ばらしなどの措置を行い、アスベストの飛散を防止しなければなりません。また、作業期間中と作業終了後に敷地境界や作業場所の近傍等における大気中のアスベスト濃度を測定し、アスベストが飛散していないか確認するとともに、測定結果や作業の実施状況等を報告することを求めています。

#### ■ 特定建築材料

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材【大気汚染防止法施行令第三条の三】

#### ■ 特定粉じん排出等作業

特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じん（石綿）が大気汚染の原因となるもの【大気汚染防止法施行令第三条の四】

#### ■ 石綿排出作業

特定粉じん排出等作業に「石綿含有セメント建材（使用面積 1,000m<sup>2</sup>以上）」と「石綿布」が使用されている建築物等の解体・改造補修をする作業を加えたもの【生活環境条例施行規則第70条】

> 「石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準」【生活環境条例第90条】